8 公共料金等の軽減

日常生活に伴う公共料金の減免・助成制度等についてのご案内です。

8-1 NHKテレビ放送受信料の免除

《 減免内容及び対象 》

《全額免除》

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合

《半額免除》

- ●視覚・聴覚障害者が世帯主であり受信契約者の場合
- ●重度の障害者(身体1、2級・知的1、2度・精神1級)が世帯主であり受信契約者の場合

《交付》

次の①②を持って、障害者福祉課の窓口へお越しください。(精神障害者の方は、保健センターでのお手続きも可能です。)免除事由証明済みの「放送受信料免除申請書」をお渡しします。

①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

《申請》

「放送受信料免除申請書」を受け取り後、NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィスに申請してください。

◆交付・問合せ先

障害者福祉課 相談係

TEL (5 2 7 3) 4 5 1 8 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1

※精神障害者の方のお住まいの地域を担当する保健センターは、P.143をご覧ください。

◆申請・問合せ先

NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス

新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27F

TEL(3343)1045(平日午前10時~午後5時)

8-2 粗大ごみ等の手数料減免

《 対象及び減免内容 》

児童扶養手当・特別児童扶養手当(P.20をご覧ください)を受給している方、生活扶助(生活保護) 受給者の方、中国残留邦人等に対する支援を受けている方、火災等の災害を受けた方は、申請手続き時 に対象者であることを確認できる書類を添付することで、粗大ごみの収集にかかる手数料を減額又は免 除します。

《申請》

①粗大ごみ:粗大ごみ受付センターへの電話申し込み時に、減免対象である旨を申告してください。 ②火災等の災害ごみ:新宿清掃事務所にお問合せください。

◆申請先 粗大ごみ受付センター TEL(5304)8080

受付時間:月~土曜日 午前8時~午後7時

新宿清掃事務所 TEL (3950) 2923 FAX (3950) 2932



8-3 水道料金・下水道料金の免除

《 対象及び内容 》

児童扶養手当・特別児童扶養手当 (P.20をご覧ください)、生活扶助等(生活保護)及び支援給付を受給されている方は、事前申請により、次の①②の額が免除されます。

①水道料金

基本料金と1ヶ月当たり10㎡までの従量料金の合計額

②下水道料金

1ヶ月当たり8㎡までの料金

《申請》

○水道局の窓口で申請される方

上記手当等の受給を証明する書類(受給証書、保護開始決定通知書等)を持って、下記営業所 窓口へお越しください。

お客さま番号が分かるもの(請求書、検針票等)がある方は併せてご持参ください。

○郵送により申請される方

福祉事務所等で受給確認を受けた申請書、又は申請書(住所氏名等必要項目を記入)と上記手当等の受給を証明する書類(受給証書、保護開始決定通知書等)のコピーを同封の上、下記営業所へ郵送してください。

◆申請・問合せ先 東京都水道局 新宿営業所

新宿区内藤町87 四谷区民センター 3階 TEL(5368)3055 FAX(3358)5900

8-4 青い鳥郵便はがき

《 対象及び内容 》

重度の身体障害の方及び重度の知的障害の方、又はその代理の方へ、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入れた通常郵便はがき(無地、インクジェット紙又はくぼみ入り)20枚を無料で配布します。

《対象》

- ①重度の身体障害者(身体障害者手帳1、2級)の方
- ②重度の知的障害者(愛の手帳1、2度)の方

《受付期間》

毎年 4月1日~5月末日

◆申請・問合せ先

身体障害者手帳・愛の手帳をご用意の上、受付期間内に最寄りの郵便局にてお手続きください。 申込方法等の詳細につきましては、最寄りの郵便局にお問合せ下さい。



8-5 NTT 電話番号の無料案内(ふれあい案内)

《事業内容》

電話帳の利用が困難な、目・耳・言葉・上肢などの不自由な方、知的障害、精神障害のある方を対象 に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。(ご利用には、事前に登録が必要で す)

《対象》

次の①~④のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳 視覚障害 1~6級

肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

聴覚障害 2級、3級、4級、6級

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級、4級

②戦傷病者手帳 視力の障害 特別項症~第6項症

上肢の障害 特別項症~第2項症

聴覚障害 第2項症、第4項症

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症

- ③愛の手帳(療育手帳、愛護手帳、みどりの手帳)をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆問合せ先

NTT東日本ふれあい案内事務局

TEL 0 1 2 0 - 1 0 4 1 7 4 FAX 0 1 2 0 - 1 0 4 1 3 4

受付時間 午前9時~午後5時(年末年始・土日・祝日を除く)

※FAX によるお問合せの際は、お名前・折り返しの FAX 番号も記載して送信ください。

※なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、 上記の無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」は継続いたします。

番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的 なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

|8 - 6 携帯電話基本使用料等の割引

《 割引内容及び対象 》

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、携帯電話等をご利用の方には、 障害者割引サービスが実施されています。ご利用の各種携帯電話サービス会社にお問合せください。各 社により、割引サービスの有無や内容が異なりますのでご了承ください。

◆問合せ先 各種携帯電話会社のお客さまセンター など

